

無料公衆無線LANに関する動向について

平成28年5月30日
総務省

無料公衆無線LAN整備促進協議会の概要

- 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(観光庁 H26年6月17日)」に基づき、訪日外国人旅行者数2000万人を目指すためには、外国人が一人歩きできる環境の整備が重要である。
- 総務省と観光庁が協力して、無料公衆無線LAN環境の整備のための体制づくりを行うため、2014年8月末に関係者を集めた協議会体制を構築し、整備促進、周知・広報、利用手続きの簡素化に係る取組を推進している。

協議会の活動内容<3つのプロジェクトチーム(PT)により取組推進>

①整備促進PT

- ・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

②周知・広報PT

- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
- ・シンボルマーク(「Japan. Free Wi-Fi」マーク)の導入

③認証連携PT

- ・事業者の枠を超えて、認証の連携による簡素化等を実現する方策の検討・実証実験

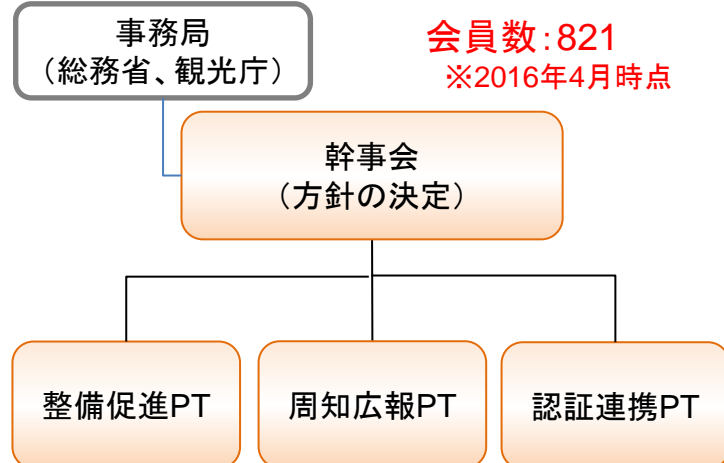


第1回幹事会(2014.8.29)
第2回幹事会(2015.2.16)
第3回幹事会(2016.1.12)

協議会の幹事会メンバー

- 空港 : (一社)全国空港ビル協会、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
- 港湾 : 全国クルーズ活性化会議、みなとオアシス全国協議会
- 鉄道 : 東日本旅客鉄道(株)、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会
- 自動車 : (公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国レンタカー協会
- 道路 : 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、全国「道の駅」連絡会
- 宿泊施設 : (一社)日本旅館協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等 : (一社)不動産協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体 : 東京都、福岡市
- 通信事業者 : 無線LANビジネス推進連絡会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

体制



○協議会の目的である、無料公衆無線LANの整備促進、海外への周知・広報、利用の円滑化を検討・実施するため、それぞれの役割に応じたプロジェクトチームを設置。

整備促進プロジェクトチーム

〈目的〉

無料公衆無線LANの整備促進の現状を踏まえ、協議会として整備促進に係る方向性を検討する。また、通信事業者とエリアオーナーとのマッチング等について検討する。

〈活動実績及び今後の予定〉

- 第1回（平成26年度12月12日）：無料公衆無線LAN取組事例について（事務局プレゼンテーション）、意見交換
- 第2回（平成27年度2月24日）：事業者プレゼンテーション（Wi-Fi事業の取組事例について①）、意見交換、予算施策について
- 第3回（平成27年度3月25日）：事業者プレゼンテーション（Wi-Fi事業の取組事例について②）、意見交換
- 第4回（平成27年度4月28日）：事業者プレゼンテーション（Wi-Fi事業の取組事例について③）、意見交換
- 第5回（平成27年度12月2日）：整備方針案、政府の取組、事業者プレゼンテーション（Wi-Fi整備状況）等

〈主な構成員〉

自治体、鉄道関係事業者等エリアオーナー、ホテル関係業界団体、通信事業者 等

周知・広報プロジェクトチーム

〈目的〉

スポット情報の収集等の在り方と併せて統一したシンボルマーク（「Japan. Free Wi-Fi(仮)」）掲出に係る検討を進め、海外に対する周知等について検討する。

〈活動実績〉

- 第1回（平成26年度12月12日）：共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）について、意見交換
- 第2回（平成27年度1月22日）：海外への情報発信、ウェブサイトの構築、共通シンボルマークの導入検討、意見交換
- 第3回（平成27年度2月24日）：海外情報発信に係る取組内容とWebサイトの構築について、無料公衆無線LANスポット情報のオープンデータ化の検討
- 第4回（平成27年度3月25日）：Webサイトの構築及びオープンデータ活用についての意見交換、事業者プレゼンテーション

〈主な構成員〉

訪日外国人旅行者向けホームページ等提供事業者（ゲスト参加）、エリアオーナー、通信事業者 等

認証連携プロジェクトチーム

〈目的〉

現状、無料公衆無線LANのサービス毎に異なる認証手続きについて、認証連携による簡素化等を実現する方法等について検討する。

〈活動実績及び今後の予定〉

- 第1回（平成26年度12月17日）：認証連携の対象範囲及び認証連携PTの進め方についての意見交換
- 第2回（平成27年度3月26日）：事業者プレゼンテーション（認証）
- 第3回（平成27年度12月2日）：実証実験の内容についての説明、意見交換

〈主な構成員〉

通信事業者、エリアオーナー 等

「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

3)新たに講ずべき具体的施策

v)未来社会を支える情報通信環境整備

③無料公衆無線LAN環境の全国整備の促進

(前略)地方公共団体等への支援強化等を進め、主要な観光・防災拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を2020年に向けて推進する。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(3)新たに講ずべき具体的施策

④先手を打っての「攻め」の受入環境整備

無料公衆無線LAN整備促進協議会を活用し、①事業者の垣根を越えた認証手続の簡素化により、全国20万規模のスポットに一度の登録でサインインできる仕組みの構築、②共通シンボルマーク『Japan. Free Wi-Fi』の普及・活用による「見える化」の推進と利用可能場所のオープンデータ化によるHPやアプリ等の媒体で効果的な発信等を行う。

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

・2020年までに、主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(推計29000箇所※)に、無料Wi-Fi環境の整備を推進

(※)箇所数は今後さらに精査

・2018年までに、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築

「観光ビジョン実現プログラム2016」-世界が訪れたくなる日本を目指して- (観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016)(平成28年5月 観光立国推進閣僚会議)

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

○通信環境の飛躍的向上のため、以下の取組を実施

- ・主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(推計29000箇所(※))において、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。(※箇所数は今後さらに精査)【改善・強化】
- ・災害時における携帯電話事業者Wi-Fiを含むWi-Fiの無料開放を促進するため、地方自治体、観光施設等のエリアオーナー等に対して災害用統一SSIDの周知・広報を行う。【新規】
- ・「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築するとともに、外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の普及・活用を図る。【改善・強化】
- ・オリンピック・パラリンピック大会開催会場が集まる選手村の周辺8km程度の範囲や空港と都心を結ぶ路線をはじめ、鉄道や空港アクセスバス・高速バス等において、列車内など移動中でも情報の円滑な収集・発信ができるよう、駅外の観光施設等との接続の連続性を確保することに留意しつつ、外国人旅行者が利用しやすいWi-Fi環境の整備の取組を進めるとともに、SIMカード・モバイルWi-Fiルーターのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。【改善・強化】

(1) 整備促進とセキュリティの確保

Wi-Fi環境の整備促進（平成28年度当初予算）

- ①観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 2.6億円（2.5億円<27当初> 及び 8.0億円<26補正>）
- ②公衆無線LAN環境整備支援事業（携帯電話等エリア整備事業）12.6億円の内数(新規)

概要:

- 観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、観光拠点及び防災拠点等^(※1)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体・第三セクターに対し、その費用の一部を補助^(※2)する。

(※1)観光拠点:観光案内所、文化財、自然公園・都市公園、博物館等
防災拠点:避難場所、避難所、官公署等

(注)公衆無線LAN環境整備支援事業については、防災拠点のみが対象

(※2)補助率:地方公共団体:1/2、第三セクター:1/3

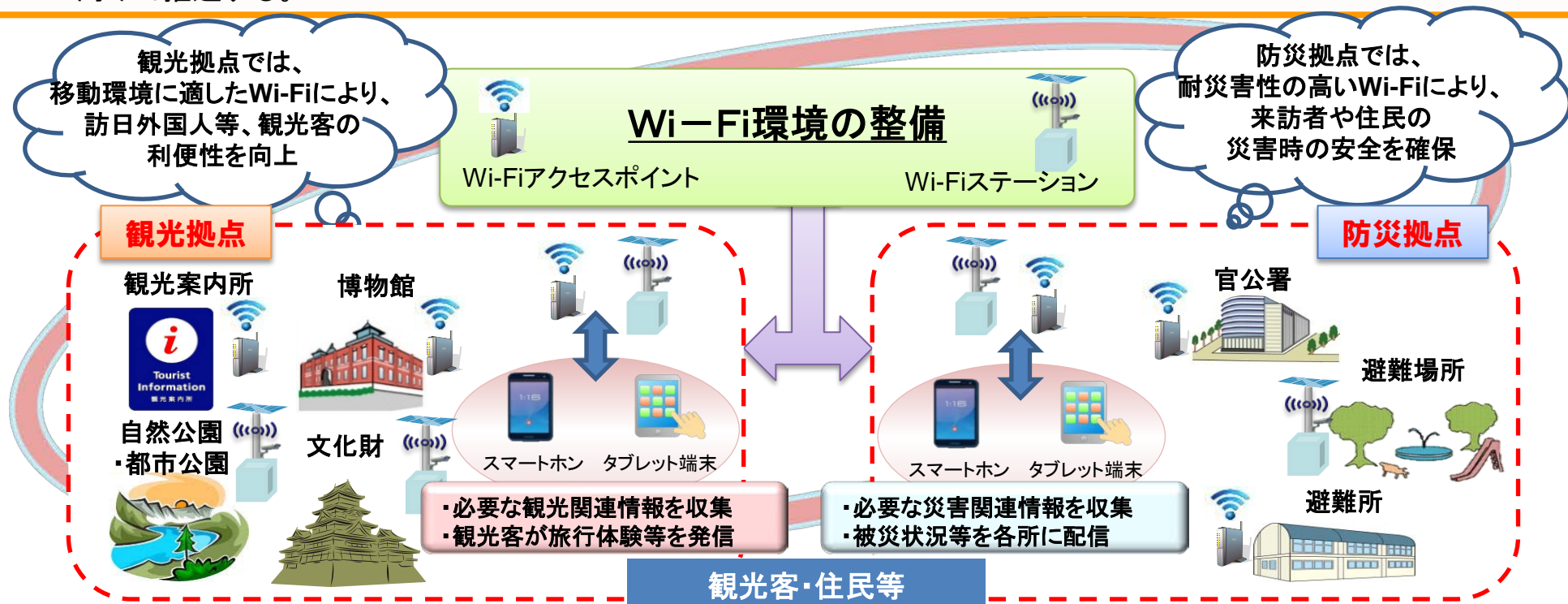
(公募の状況)

公募期間:平成28年3月4日～4月4日

※外部有識者による評価会を経て、今後、採択団体を決定

目標:

外国人受入環境の整備や地域の活性化等に寄与するため、主要な観光・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を2020年に向けて推進する。

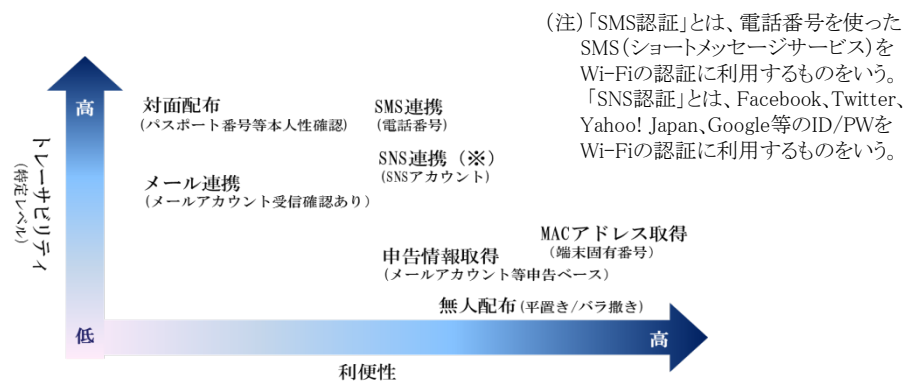


認証方法等のセキュリティ対策(H27.5_総務省研究会資料より抜粋)

- 利用者の利便性と安全性のバランスに配慮し、双方を両立させる認証方法を検討することが重要。その際には、総務省や業界団体によるガイドライン等も十分に参照することが必要。
- 技術的要素が高いため、運営を委託する専門業者等のノウハウを活用することも有効。
- 認証方法としては、メールアドレス入力、規約への同意(端末のMACアドレスを取得)、SMS認証、SNS認証等があるが、安全性に配慮しつつ、利用者ニーズを踏まえた簡便な方法を導入する事例が多い。
- 接続時間制限を設けることが一般的だが、長時間とした方が利便性は高い。
- その他、暗号化、フィルタリング等の方法により、Wi-Fiの安全性を高めるための取組も重要。
- また、防災対策として、災害時には同一SSIDで認証を省略して開放することも要検討。

認証方法の選択

<各認証方法の利便性と安全性(トレーサビリティ)>



(出典) 大内構成員提出資料(第7回Wi-Fi整備推進WG)

【注】 無料Wi-Fiの認証方法については、メールアドレス入力を省略したり、虚偽の情報を入力しても利用可能な場合があるが、その場合、利用者の特定が困難であったり、特定者からの通信を止めることが難しくなることがある。一方で、本人確認をより厳格に行くと、手順が煩雑になり、利便性が損なわれるとの指摘もある。そのため、無料Wi-Fiの利用開始時の本人確認は、利便性と不正利用防止のバランスを考慮することが必要である。

<総務省や業界団体によるガイドライン等>



- 「安心安全な公衆無線LAN提供のためのガイドライン」(2014年11月)
- 「一般利用者向けセキュリティ啓蒙活動パンフレット」(2015年3月)

接続時間、フィルタリング等の設定

- KOBE Free Wi-Fi (神戸市・独自方式)
 - ・ 接続時間：1回の認証につき、30分利用可能
 - ・ 有害サイトのブロック



(出典) 神戸市提出資料(第3回Wi-Fi整備推進WG)

- Osaka Free Wi-Fi (大阪観光局)

■ ユーザーの手順



対象	区分	Osaka Free Wi-Fi	Osaka Free Wi-Fi Lite
ユーザー	料金	無料	無料
	接続時間	30分毎TOP	15分毎リセット
	利用制限	無制限	4回/日 1メールアドレスにつき

(出典) 大阪観光局提出資料(第4回Wi-Fi整備推進WG)

◎ 京都市の公衆Wi-Fi「危険」、府警「犯罪インフラに」警告（2015年4月8日 京都新聞）

- 利用規約の同意により24時間無料で接続できる方式
⇒ 犯罪予告や薬物密売に悪用された場合、発信元の特定が困難（府警サイバー犯罪対策課の分析）
- 無線通信が暗号化されていない
⇒ 他人に傍受されたり、個人情報漏れる恐れがある（府警サイバー犯罪対策課の分析）

「ネット環境があまりに危険」として3月、市にセキュリティーの向上を要請（府警）。



◎ 「KYOTO Wi-Fi」認証方式等の変更（2015年10月1日～等）

- 認証方式は、利用者が実際に利用しているSNSアカウント又はメールアドレスの入力による認証の2方式を導入 ※日本の携帯電話契約者以外も無料で利用可能
⇒ 現在の認証方式よりも利用者を特定する機能が大幅に向上するなど、利便性と安全性の両立
- 「児童ポルノ」以外の違法・有害サイトについて、フィルタリングを強化

無料Wi-Fiにおける主な認証基準(不正利用防止)と利便性

	主な認証基準 (利用開始手続)	(外国人利用者の)トレーサビリティ 留意事項	(外国人利用者にとっての)利便性 留意事項
①	対面配付 (パスポート等の確認後、ID/PWを付与。 ID/PW登録後に利用可能)	ID/PWを第三者に渡す等した場合は 追跡できない可能性あり	配付場所に行き、対面で入手した ID/PWを初期登録 ^{【注3】} 【注3】二回目以降の入力を省略することが可能
②	SMS連携 (電話番号登録及びSMS受信後に利用可能)	携帯電話事業者との契約情報に基 づき追跡可能	携帯電話事業者の契約者のみ利用 可能 ※機能の提供方法次第では○
③	SNS連携 (SNSアカウント ^{【注1】} 登録後に利用可能) 【注1】実名性が一定程度確保されている。	虚偽のSNSアカウント等の場合、 追跡できない可能性あり	日頃使っているSNSのID/PWを初期 登録 ^{【注3】} 【注3】二回目以降の入力を省略することが可能
④	メール連携 (メールアドレス登録及びメール受信後に 利用可能)	フリーメール利用等の場合、追跡でき ない可能性あり	メールアドレスを初期登録 ^{【注3】} ※認証後でないともメール受信できない場合 は、外国人が利用困難なため△ 【注3】二回目以降の入力を省略することが可能
⑤	本人情報登録及び規約同意 ^{【注2】} (申告ベースの本人情報(メールアドレス等)登録 及び規約同意後に利用可能) 【注2】MACアドレスを取得する場合	虚偽の本人情報の場合、端末は追 跡できるが、利用者が追跡できない 可能性あり	本人情報を初期登録 ^{【注3】} 【注3】二回目以降の入力を省略することが可能
⑥	規約同意のみ ^{【注2】} (情報登録なしで、規約同意後に利用可能) 【注2】MACアドレスを取得する場合	端末は追跡できるが、利用者が追跡 できない可能性あり	ワンクリック
⑦	無人配付 ^{【注2】} (平置きされたチラシ等の情報で利用可能) 【注2】MACアドレスを取得する場合	端末は追跡できるが、利用者が追跡 できない可能性あり ※規約への同意ステップが無い	手続なし又は不特定多数が入手可能 なID/PWを初期登録 ^{【注3】} 【注3】二回目以降の入力を省略することが可能

【参考】 MACアドレスを取得しない場合は、追跡に用いる情報がないため除外。

交付要件となる認証方式について

公衆無線LAN環境の不正利用の防止が一定程度必要と考えられる場合において、総務省の補助金（「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」、「公衆無線LAN環境整備支援事業」）を活用して、地方公共団体等が公衆無線LAN環境を整備する場合、一定程度の本人性が確認できる認証方式が必要。

総務省としては、利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、「①による認証方式」、「②及び③の認証方式併用」（※1）のいずれかを原則として求める。（※2）

①SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

②SNSアカウントを利用した認証方式

③利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が②又は③の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
 - ・（上記認証方式を満たしていない）既存の公衆無線LANへの追加整備時（平成28年度当初予算にかぎり適用可）
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や②又は③の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、訪日外国人受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要。

これまでに補助金を活用して整備してきた団体に対しては、上記認証方式を周知し、変更を推奨していくこととするが、上記認証方式は本事業の交付要件として定めるものであり、これまでに各エリアオーナーが整備してきた公衆無線LAN環境や今後本補助金を使用しないで整備を予定している公衆無線LAN環境について、規制するものではない。

(2) 周知広報

- 訪日外国人旅行者からの「無料公衆無線LAN環境の利用場所がわからない」といった声に対応するため、共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）を平成27年2月に創設し、外国人旅行者が無料で容易に利用できるWi-Fiスポットの周知・広報に取り組んでいます。
 - 共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）の掲出基準を満たすWi-Fiスポットについては、情報検索できるウェブサイトを開設し、利用場所でのステッカー等の掲出を進めております。
- ※登録箇所数約4万件→**約12万件に増加**(平成28年1月)

共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)

訪日外国人旅行者が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対して、視認性を高めるための共通シンボルマークを導入。

○共通シンボル
マークデザイン



<共通シンボルマークの掲出基準>

①利用者の費用

無料であること（利用手続きの費用も含む）。なお、接続時は無料で、一定期間を過ぎると有料の契約を促すものについては対象とする。

②利用手続き

訪日外国人旅行者が容易に利用できること。なお、初期画面や同意画面がある場合は、多言語による案内情報が含まれること。

上記掲出基準を満たす全国のWi-Fiスポットで
共通シンボルマークを普及促進

ウェブサイトとステッカー等の掲出例

URL:<http://japanfreewifi.jnto.go.jp/>



[JR East Travel Service Center,
山手線内各駅等]



[ローソン]



[セブン-イレブン]



[東京地下鉄の各駅]



- 無線LAN（Wi-Fi）の安全利用に関するテキストを作成しております。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/wi-fi.html
よりダウンロードください。

Wi-Fi利用者向け 簡易マニュアル

～安全なWi-Fi利用に向けて～

平成27年3月10日版



スマートフォンが普及し、一般の方々がWi-Fiを利用する機会が増えていますが、いつでもどこでも利用できる反面、正しい知識を持って利用する必要があります。本マニュアルは、Wi-Fiに関する基本的な知識やメリット、使用時の注意点、具体的な設定方法について理解を深めてもらうことを目的としています。以下の情報についてもあわせてご覧下さい。


「スマートフォン情報セキュリティ3か条」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/cmn/time/home/amartophone-security.pdf

一般利用者が安心して無線LANを利用するために
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000029.html

Wi-Fi提供者向け セキュリティ対策の手引き

～安全なWi-Fiの提供に向けて～

平成26年4月1日版



スマートフォンが普及し、Wi-Fiを利用する人が増えています。そのため、来訪者向けのサービスとしてWi-Fiを提供する飲食店や宿泊施設なども多くなってきました。本手引きは、Wi-Fiの提供に関する基本的な知識やメリット、必要なセキュリティ対策について理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本手引きでは特に断りのない限り、「Wi-Fiによるインターネット接続サービス」のことを「Wi-Fi」と表記しております。

(3) 利用開始手続の簡素化・一元化

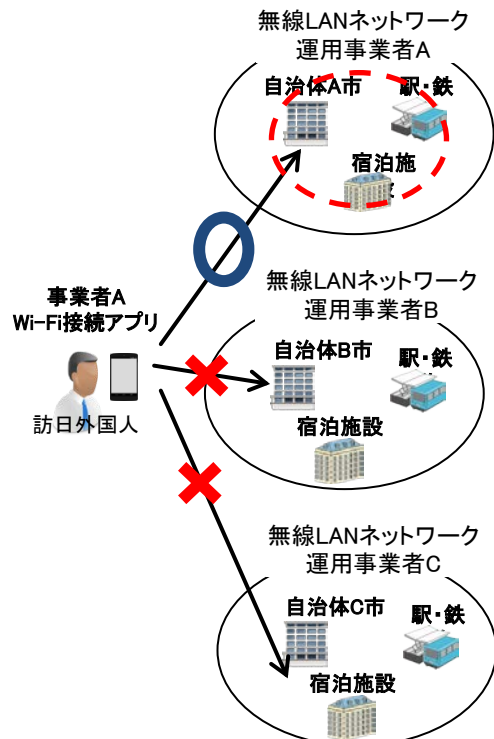
利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針 (本年2月19日公表)

- 自治体等の無線LANについては、**運用事業者が異なるとそれぞれ利用開始手続が必要**。
- このため、総務省では無線LANのシームレスな連携が実現できるように、**(1)共通の技術仕様の策定、(2)実証実験の実施、(3)全国各地への普及、**についてを内容とする取組方針※を本年2月19日に発表。

※ 利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続の簡素化・一元化等に向けた取組方針～

現状

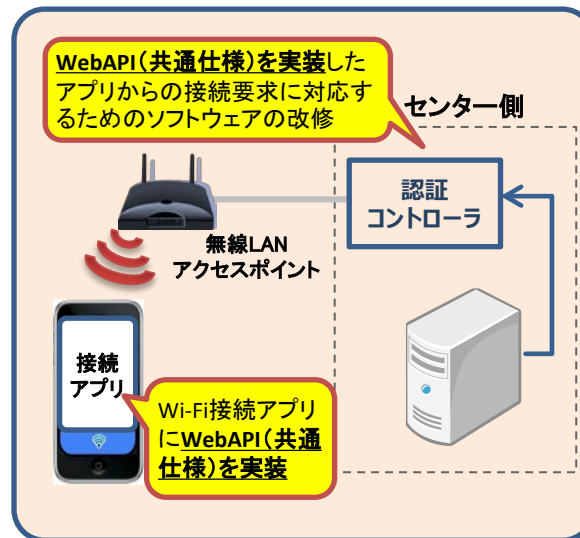
- 無線LANネットワーク運用事業者毎に接続方式が異なるため、相互のエリア間では接続が難しい。



実証実験・検証等 (本年2月以降)

- 複数の無線LANネットワーク運用事業者間で接続可能な技術(Web API方式)の共通仕様を作成し、技術的な検証を行う。
- 実証結果の検証、課題解決等を図る。

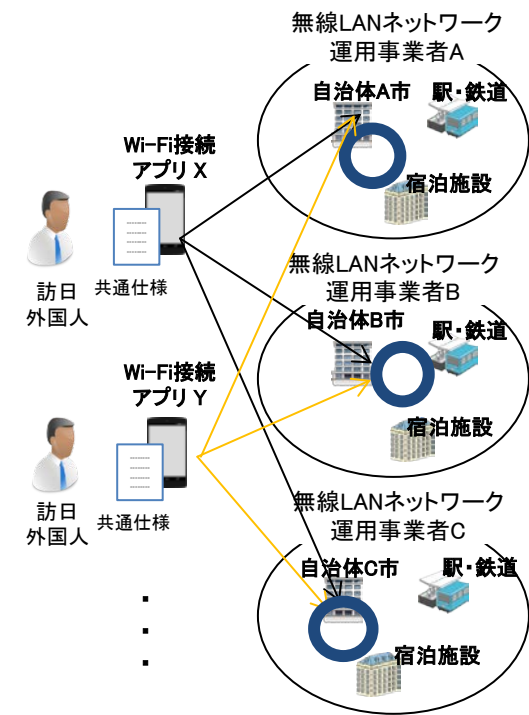
【対応イメージ】



※ Web API方式: 認証サーバとWi-Fi接続アプリ間のやり取りの手順、形式を規定した方式

共通仕様の普及 (本年7月以降)

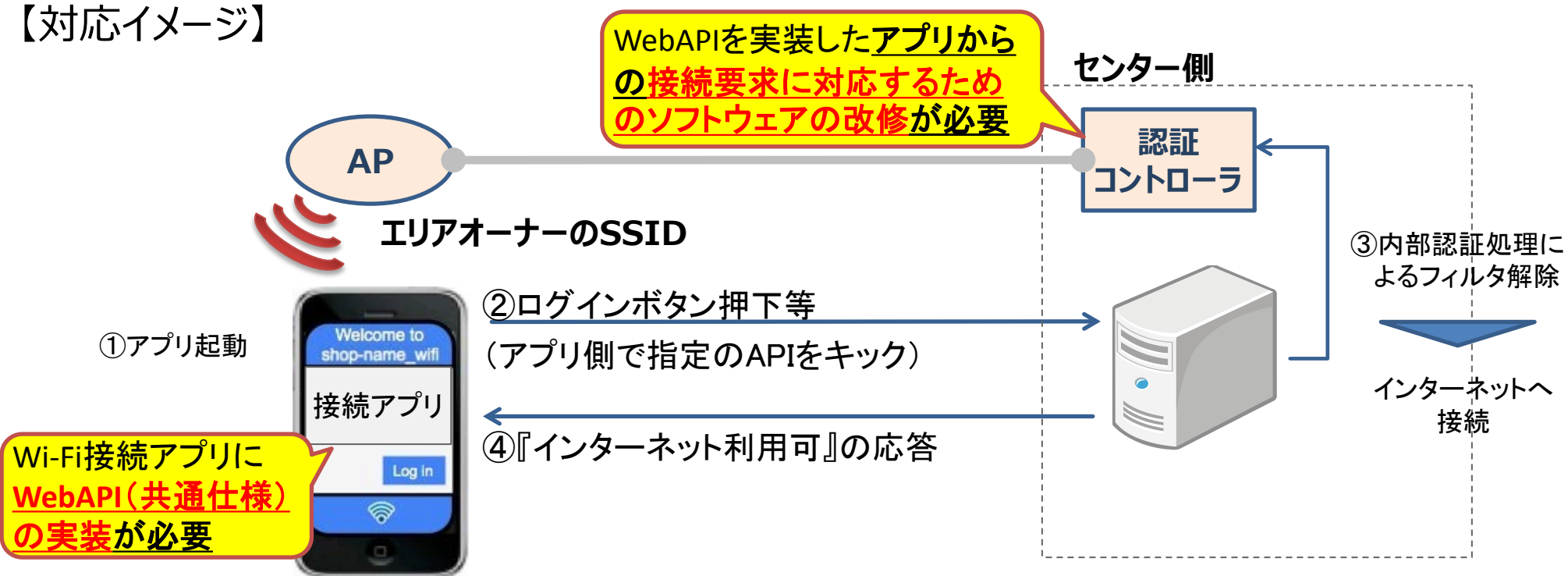
- 共通仕様を活用すれば、どこでもシームレスなWi-Fi接続が可能。



Web APIを採用する場合のポイント

- SSIDは各エリアオーナーの無料Wi-Fi用に設定している**既存のSSIDを使用**。
- Web APIの接続手順の中で、**本人確認を行える仕組みを実装**。
- APIへのキックは各アプリ側で対応。(自動接続又はワンタップ等)
- 接続を許容するにあたってのエリアオーナーとのトレーサビリティ等のポリシーの擦り合せはアプリ側で対応。

【対応イメージ】



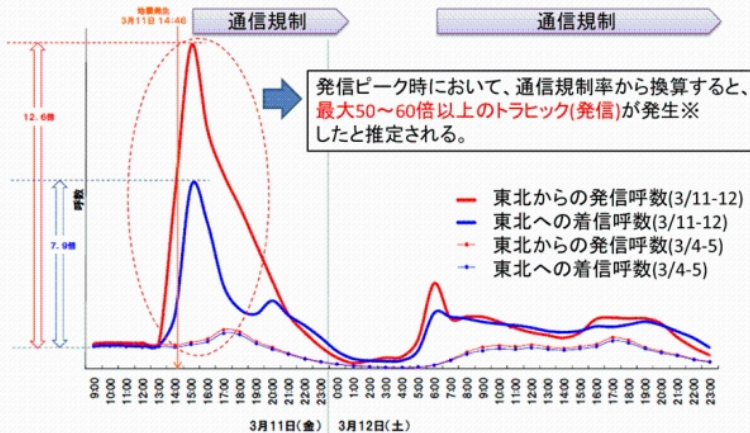
- 本年2月22日より、利用開始手続の簡素化・一元化に係る技術仕様の検証を実施。
- 4月～6月にかけて、実証実験の結果検証や課題解決等の取り組みを行い、本年、夏以降共通仕様の普及を図ることにより、事業者の垣根を越えてシームレスに接続できる環境を全国的に拡大する。



(4) 災害時の対応

防災拠点におけるWi-Fiの必要性

図：東北地域における輻輳発生と通信規制の例



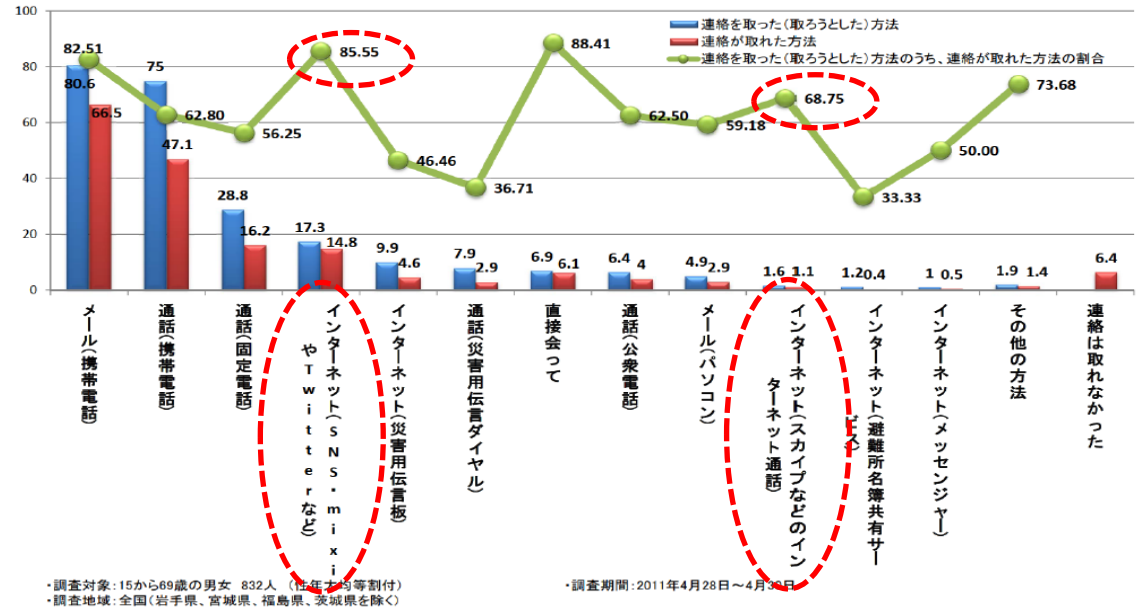
※15時台において80%の通信規制を行っていたため、 $12.6 \div (1-0.8) \approx 63$ 倍のトラフィックと予想できる。

出典 「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討ネットワークインフラWG(第2回)」 配付資料より作成

災害発生時、音声通話は輻輳により通信規制を行わざるを得ない状況

平成23年12月27日公表「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方」についての最終取りまとめより(総務省「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」の最終取りまとめ)

図：災害発生時の連絡手段(東日本大震災発災時)



・調査対象：15から69歳の男女 832人 (15年未満等割付)
・調査地域：全国(岩手県、宮城県、福島県、茨城県を除く)

・調査期間：2011年4月28日～4月30日
出所)2011年5月12日 株式会社mediba調査(モバイルサーチ)

SNSやスカイプなど、インターネットを活用した連絡手段の有用性が高い

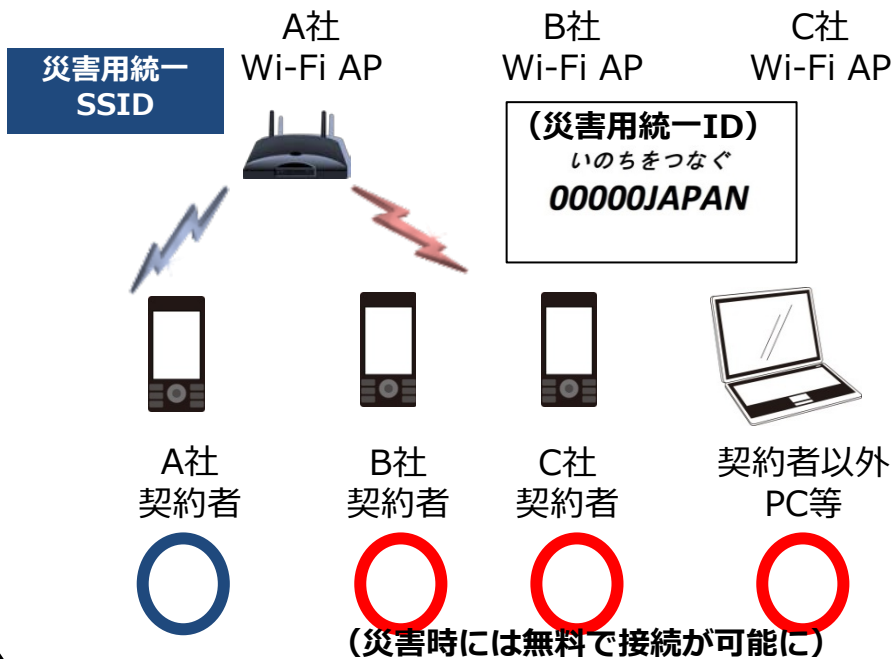
これまでの災害時の経験を踏まえると、固定電話や携帯電話が輻輳等のために利用できない場合でも、Wi-Fi等を通じてインターネットにアクセスすることにより、災害情報等を効果的に受発信することが可能となっている。

電気通信事業者等による公衆無線LANの無料開放 (災害用統一SSID「00000JAPAN(ファイブゼロ・ジャパン)」)

- 通常、携帯電話事業者等が有料で提供している**公衆無線LANサービスを災害時に無料開放する取組**。
※ 取組は無線LANビジネス推進連絡会(総務省はオブザーバーとして参加)が推進
- 利用者は無線LANに接続できるスマートフォンやPC等を持っていれば、利用可能。
- 今回の熊本地震では、4月15日(金)未明より無料開放を開始。**最大時では九州全域55,000アクセスポイントで開放**。※
4月28日(木)以降は、熊本県内及び避難所に限定して開放。

<災害時>

災害用統一ID (00000JAPAN) を利用し、通常は無料で開放していない利用者にも無料で開放



情報 公衆無線LANご利用について

公衆無線LANサービスを無料で利用できます

00000JAPAN

主に携帯電話事業者が有料で提供している公衆無線LANサービスについて、現在、熊本県と避難所において無料で開放されています。スマートフォン等のWi-Fiの設定画面において「00000JAPAN」というSSIDをタップいただくことでもWi-Fiを無料でご利用いただけます。

この公衆無線LANは、多くの被災者の方が利用できるよう暗号化等の特段のセキュリティ対策は講じておりません。IDやパスワードの入力については、ご注意ください。

○ 携帯電話事業者3社が中心メンバーとなって、「00000JAPAN」(ファイブ・ゼロ・ジャパン)の名称で、九州全域で、3社合計で最大で約55,000のアクセスポイント(AP)を開放。
(4月27日時点)

事業者名	熊本県	九州全域	備考
NTTドコモ	約400AP	約9,000AP	うち、避難所への臨時設置数140AP
KDDI	約1,000 AP	約10,000 AP	ワイヤ・アンド・ワイヤレスのAPを含む
ソフトバンク	約3,000 AP	約36,000 AP	

(注1) この他、JR西日本のグループ会社(JR西日本テクシア社)が構築した山陽新幹線の博多駅や小倉駅でも「00000JAPAN」を開波。

(注2) この他、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが外国人向けに「00000JAPAN」の使い方の情報提供を英語で実施。

○ 「00000JAPAN」以外では、NTTグループがアクセスポイント^(※)の利用開放に注力。九州全域で最大で15,000超のアクセスポイントを開放。
(4月27日時点)

事業者名	熊本県	九州全域	備考
NTTグループ	2,000AP程度	15,200AP程度	この他、セブンイレブンの店舗は九州以外でも災害モードにてアクセスポイントを開放

(※)自治体(熊本県、宮崎県、鹿児島県等)や民間事業者がオーナーとなっているアクセスポイント。